

スペシャルギフト付き定期預金景品規定(ANA支店用)

スペシャルギフト付き定期預金をご契約いただいたお客さまにつきましては、本規定により抽せんを行い、当選者には景品を進呈いたします。

1. 抽せん方法

- (1) 当社は、スペシャルギフト付き定期預金(以下、原預金)といいます。)の預入金額10万円につき、1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書にその番号を記載します。この場合、1回の預入における10万円未満の金額部分については、その回毎に切り捨て、抽せん番号は付さないものとします。
- (2) 当社は、第一回抽せんを2004年7月に、2004年6月末日現在有効な抽せん番号を対象に行い、毎月、前月末日現在有効な抽せん番号を対象とした抽せんを行っていきます。
- (3) 原預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続するものとし、毎月抽せんの対象となります。ただし、1度当選されたお客さまにつきましては、当選された月から1年間はそのお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に停止され抽せんから除外されるものとし、1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象とするものとします。
- (4) 抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行うものとします。
- (5) 当選番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示することで行うものとします。

2. 景品

- (1) 抽せんによりお客さまに進呈する景品は、1等景品および2等景品とします
- (2) 1等景品、2等景品についてそれぞれ複数種類の景品が用意されている場合、当選されたお客さまは、ご自身が当選された1等または2等景品の景品の中から任意の景品を選択できるものとします。
- (3) 前項の場合における景品の実選択にあたっては、当社所定の方法によりお客さまからの選択の意思表示をしていただきます。万一、お客さまから当社が指定する期日までに選択の意思表示がなかった場合には、お客さまに通知することなく、当社が任意の景品を選択できるものとします。
- (4) 景品は、その価格変動あるいは経済情勢の変化等により変更される場合があります。景品の変更を行う場合は、当社は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示するものとします。

3. 原預金の取扱中止における抽せん

当社が原預金の取扱中止する場合には、原預金を預入されているお客さまに対し、取扱中止基準日を記載した通知書を発送します。この場合、取扱中止基準日以降に継続された原預金にかかる抽せん番号については、抽せんの対象外とします。

※取扱中止基準日の前日までに新規預入あるいは継続された原預金にかかる抽せん番号については、原預金の次回満期日までは抽せんの対象とします。

4. 景品の送付先

当選されたお客さまに当社が景品を郵送する場合は、原預金の預入されているお客さまの当該当選のあった抽せん日現在における当社へのお届出の住所に郵送します。

なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当初所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、および景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到着しなかったり遅達した場合には、通常到達すべき日に景品は到着したものと見做し、当社は責任を負いません。

5. 景品の確認

景品の発送にあたっては、厳正な管理および登録をしています。送付された景品は、必ず到達直後直ちに原預金の預入をされているお客さまご自身が確認をしてください。万一、景品の内容が相違していると思われる場合には、景品到達の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。

なお、景品到達後11日目以降は発送の記録との照合および対応はいたしません。

また、景品が配達された際にお客さまが不在であったため、景品の到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め10営業日以内に行ってください。

以 上

(2004年5月現在)